

近畿ブロック5都市 による オンライン意見交換会

『いま、市町村も変わるとき』

2021年9月8日、近畿ブロック5都市（神戸市、京都市、大阪市、堺市、名古屋市）の国民年金担当者にご参加いただき、国民年金事務に関する意見交換会をオンラインで行いました。その内容を今月号と来月号の2回にわたり報告します。

- 参加者 神戸市：齊藤千帆、帖佐ようこ、林 友美
京都市：大隅智沙、杉本 望、藤田達也、山本 凌
大阪市：西村加奈子、松本
堺市：松阪、永渕（堺区）
名古屋市：荒木 敦、長坂那央
(敬称略／各市の出席者は五十音順)

- 司 会 NPO法人年金・福祉推進協議会 大 山 均
●コメンテーター NPO法人年金・福祉推進協議会 佐々木 満

前 編

新型コロナウイルス感染拡大により 国民年金業務が変わったこと

※発言される方のお名前の前に（ ）で市の略称を入れています。【敬称略】

(神)：神戸市 (京)：京都市 (阪)：大阪市 (堺)：堺市 (名)：名古屋市

大山 NPO年金・福祉推進協議会の副理事長も務めております大山と申します。よろしくお願いいたします。

佐々木 NPO年金・福祉推進協議会の事務局長の佐々木でございます。皆さん、本日はご参加をありがとうございます。時間に限りはございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大山 それでは各市の皆さん、順番にお名前をお願いします。

(神) 林 神戸市の林と申します。よろしくお願いいたします。神戸市からは担当者が2人、一緒に参加させていただきます。

(神) 齊藤 神戸市の年金担当の齊藤と申します。

(神) 帖佐 同じく帖佐と申します。



司会
大 山



コメンテーター
佐々木

(京) 藤田 京都市の保険年金課担当課長の藤田です。京都市からは他に3人参加いたします。

(京) 大隅 後期高齢者医療と年金担当の後期高齢医療係長の大隅です。

(京) 山本 年金担当の山本です。

(京) 杉本 年金担当の杉本です。

(阪) 西村 大阪市の年金担当をしています、西村といいます。

(阪) 松本 同じく大阪市の松本と申します。

(堺) 松阪 堺市の医療年金課の松阪と申します。

(堺) 永淵 堺区役所保険年金課年金係の永淵と申します。よろしくお願いします。

(名) 荒木 名古屋市保険年金課で事務係長をしております荒木と申します。

(名) 長坂 名古屋市保険年金課事務係年金担当の長坂と申します。

大山 ありがとうございます。では、早速本題に入っていきたいと思います。

機構には遠隔相談の導入を、 国には標準化システムなどを要望

大山 事前に神戸市の林さんから全国都市国民年金協議会（以下、都市協）の資料をお送りいただきました。この都市協の要望書（※参考資料・後掲）の内容と、この度の座談会の趣旨が共通しているところがあるかと思います。せっかくなので神戸市の林さんから送っていただいた都市協の要望書を中心にお話を進めたいと思います。新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から都市協の総会は開かれず、ペーパーで皆さんの合意を得たということですが、会長市であった神戸市さんから、どんな形でこういう要望書が出てきたかということをご説明いただけますか。最初の1、2の要望は、毎年必ず出てくるようなものだと思うのですが。

(神) 林 今年の要望書については、たとえば1であれば、新たに、テレビ電話を活用した遠隔相談を導入してほしいという要望を入れています。これについては、以前、年金事務所の広報誌に、日本年金機構が全国で3カ所、佐渡・五島・壱岐の離島に、遠隔相談用のテレビ電話を設置したという記事が掲載されていたのですが、この環境を離島対策としてだけではなく、全国の希望する自治体にもつくっていただき、市町村と年金事務所を行き来することなく相談ができるようにしてほしいという要望になっています。たとえば、年金受給者が亡くなったときの未支給請求などでは必ず遺族は、市町村と年金事務所の間を行き来することになりますが、その遠隔相談の環境があれば、市町村に1回足を運ぶだけで、あとは郵送請求で済むケースが多いのではないかと思います。

2は「標準化システム」についての要望です。年金に限らず自治体の17の業務システムの標準化について、国主導で今後進めていく中で、国は、市町村の意見・要望をよく聞いていただいたうえで仕様書を作成してほしいという要望内容になっています。

また、例年にはなかったものとして、20歳の適用において本人届出が不要になったことと同様に、2号喪失者の適用についても本人届出をなくして職権で処理をしてほしいという要望を追加しています。

今年の要望書について特に取り上げるとすれば、このような点だと思います。

大山 ありがとうございます。当初、こちらで考えていたテーマに、いわゆる法定受託事務の問題がありますが、毎回、都市協では、国民年金事務を日本年金機構へ一元化したほうがいいのかという意見が必ず出るかと思っています。最初に、このことについてのご意見をそれぞれの市のご担当の皆さまから伺いたいと思います。

神戸市

上から林課長、齊藤さん、
帖佐さん



堺市

上から松阪係長、永淵さん



事務量は減っても学ぶことが多い毎日

(神) 林 年金事務の一元化の意見を聞く前に、例年、政令市会議や今回のような関西の近隣5都市の会議が開催されていたのですが、ここ2年は開催されていなくて、皆さんとの顔合わせも実は今日が初めてです。ですから、できれば各市の近況なども含めて、変化があったことなどをお聞きしたのですが。

大山 了解しました。私は既に5つの市の方と全て意見交換が済んでいるのかと思っておりましたが、そうではないのですね。ちょうど良かったです。では、堺市さんからお願いできますか。今、林さんのお話にありましたように、自分たちが抱えている仕事の状況についてお話いただけますか。

(堺) 松阪 私は令和2年度から年金の業務に配属になりました。異動になった時点でもう新型コロナウイルスの感染拡大の状況にあり、通常であれば研修などがあったかと思うのですが、研修もない状況で業務を覚えていかなければならず、苦勞をしておりました。また、職員数も減少されているような状況で、職員の事務継承が課題となっています。

各区の窓口では、新型コロナウイルスの影響で、対面ではなく郵便での対応を積極的に取り入れている状況です。また、年金事務所とも密に連絡を取り合っており、いろいろな問題解決に取り組んでいっている次第です。

業務の分からない部分については皆さんにいろいろと教えてもらいながら、事務を前に進めていっているような状況であります。

大山 ありがとうございます。続いて大阪市さん、今の国民年金事務の状況や現状についてお話いただけますか。

(阪) 西村 私م去年的7月から年金の担当になり、やっと、丸1年たったところです。昨年はコロナ禍ということもあり、特例免除などの仕組みも新たに導入されるなど、そもそもの免除も勉強しながら新しいことも覚えて、と苦勞しました。また、今年も情報連携の仕組みなど、大きく変更されました。年金制度は、制度改正が頻繁にあるので、積み上げていくのは大変な印象です。

大山 ありがとうございます。続いて京都市さん、お願いします。

(京) 藤田 私は去年4月にこちらに参りました。それまでは区役所で課長をして、その現場の状況などを見てきたのですが、マイナンバーが本格的に普及するようになり、継続免除などの手続きも比較的スムーズにできるようになりました。市民との窓口業務はかなり改善してきていると思います。

一方で、障害年金のことで来られる方がコロナ禍においても多くいらっしゃいます。新型コロナウイルスの感染拡大予防という観点からは、対面ではない対応は望まれているわけですが、障害年金に関しては難しいというジレンマを抱えています。障害年金の窓口についても、市町村で対応するのではなく、年金機構のほうで一元的に管理していただけるような形になると、われわれとしても、住民の方にとってもいいのではないかと考えているところです。

大山 ありがとうございます。ちょうど今、「障害年金事務の窓口の一元化」についても、今回の要望書の2番目に出ているところですね。了解しました。続きまして、名古屋市さん、お願いします。

大阪市

上から西村さん、松本さん



京都市

上から藤田課長、大隅さん、山本さん、杉本さん



(名) 荒木 私は昨年度から事務係長に就任いたしました。年金事務につきましては昨年度から担当しております。事務係長として、年金だけでなく、主に国保の予算決算などの国保関係の事務などもしております。年金については担当が2人いるのですが、ほとんど2人に任せている状態です。

私の年金の経験をお話ししますと、20年前の平成7年から平成11年まで、区役所で年金事務を担当しておりました。そのときと比べての話で恐縮ですが、年金事務は、大幅に減っているなど感じています。事業自体が減ったのに併せて職員数も減らされているんですが、区役所ではある程度の人数がいて、問題なく回っています。むしろ私ども本庁のほうが、2人だけしかいないものから、ノウハウの継承といった点で苦労している状況です。

大山 今のお話で、20年前というと平成7年から平成11年と、まだ国の直接執行事務が位置付けられていなかった時代ですね。ちょうど時期としては地方分権の前ですね。そういう意味で、当時は事務量が多かった、仕事の量が多かったということになるのでしょうか。

(名) 荒木 そうですね。かなり多かったと記憶しております。

名古屋市

上から荒木係長、長坂さん



国・機構による障害年金など国民年金事務の一元化を

大山 なるほど、ありがとうございます。神戸市さんに戻ります。林さん、今、他の市の方のお話を伺えたと思いますが、いかがですか。今度は神戸市さんの現況をご紹介いただければありがたいのですが。

(神) 林 では、せっかくですから担当者から現況を説明してもらいます。

(神) 齊藤 私は年金事務に関わるようになってから今年度で4年目です。この4年で、本当に大きく変わったと思います。今まで皆さまからお話があったように、やはり情報連携が令和元年10月から始まったことが大きく、年金機構のほうでも個人の所得などの情報を取れるようになったことで、区役所に回ってくる免除申請書の量も半分かくらいに減りました。ここ4年という本当に短い期間で、事務量がどんどん減っていると実感しています。

(神) 林 事務量が減ったというか、市町村の役割が減ったというか。その分、年金事務所とやりとりをする機会もかなり減りました。市町村から所得情報を提供する必要がなくなって、日本年金機構としても市町村にお願いすることも、なくなりました。それが、情報連携が始まったことによって、特に変わった点です。このことは、市町村にとっても良いことだと思います。日本年金機構が自立して事務を行えるということは、市町村が望む国民年金事務の国での一元化、日本年金機構での一元化に近づいているということだと思います。

ただ、自治体としては、少しでも事務が残ることになると、かえって困るところがあって、国や機構で年金事務を実施するのであれば、完全に自治体事務はなくてほしいと思っています。先ほど障害年金の話もありましたが、件数や量は減ったけれど、知識が必要な事務が残されてしまうと、人材育成や体制を維持していくには、自治体にとっては、もっと負担になります。自治体の人事異動では、年金の専門職を配置することはできない状況ですから、そういった中で、障害年金のような業務を継続していくには厳しい現状があります。

地方分権一括法施行後は、国民年金事務の国への一元化という要望が、政令市会議からも、全国都市協からも、あがっていますが、実現するには難しい要望でした。国からは「住民にとって身近な窓口は市町村だから」といわれて、本気にしてもらえなかったわけですが、機構における情報連携が開始され、新型コロナウイルス感染症の影響で、年金関係でも、本人手続きの省略や、郵送申請などがどんどん進められています。令和4年度末までに免除申請の電子申請も導入されますし、身近な窓口が市町村ではなくなってきているのではないかと思います。徐々に、市町村がそういう役割をしなくてもよくなってきているという意味で、事務の一元化の実現に向かっていっていると思っています。

<参考資料> 国民年金制度改善についての要望書 (1/5)

第 59 回全国都市国民年金協議会 (於：神戸市)

厚生労働大臣

田 村 憲 久 様

国民年金制度改善についての
要 望 書

令和3年8月27日

全国都市国民年金協議会

<参考資料> 国民年金制度改善についての要望書 (2/5)

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下を招いたり、不信感を持たれたりすることにつながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用が開始されたことにより、日本年金機構は住民基本台帳や課税台帳等の公簿情報を取得することが可能となったことに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、郵送での届出等が増え、さらには、国民年金保険料免除・納付猶予申請の電子化も予定されていることから、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性は減少し、それに伴い市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

については、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の（２）および（３）の事項について早急に対応されたい。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短期間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

については、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう要望する。

(3) テレビ電話等を活用した年金事務所との遠隔相談の導入

死亡に伴う年金手続きや年金の受給相談については、市町村だけでは対応出来ないことが多く、その場合は年金事務所を案内しているが、結局は必要な書類を入手するために、再度、市町村の窓口に来庁されることが多い。

については、住民サービスの向上や利便性確保の観点から、市町村の希望により庁舎内にテレビ電話等を設置し、その場から市民が年金事務所に遠隔相談が行える環境を整備していただくよう要望する。

<参考資料> 国民年金制度改善についての要望書 (3/5)

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、同時に行われた作業期間を延ばすための見直しについては、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および令和2年度において効果が見られなかった作業期間の改善を早急に図るよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

(2) 標準化システムの導入について

国民年金業務にかかる標準化システムへの移行にあたり、市町村のシステム運用の実態によって、様々な課題が生じることが予想されるため、課題への対応期間を考慮したスケジュールを策定し、財源面も含めた対応環境の整備について、国が主導のもと支援すること。

また、標準化の実効性を高める観点からも、市町村の実情や交付金事務にかかる事務作業の負担軽減などを踏まえたうえで、市町村の意見を丁寧に聴取しながら推進すること。

<参考資料> 国民年金制度改善についての要望書 (4/5)

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権による資格取得について

令和元年10月から20歳到達時の加入届出が不要になったのと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格を喪失した者の第1号被保険者への種別変更手続きについても、本人手続きを省略するよう要望する。

具体的には、事業主が提出する「厚生年金被保険者資格喪失届」の様式に、国民年金加入手続き欄を設け、第2号被保険者等の喪失手続きと同時に第1号被保険者への種別変更手続きを行う方法などが考えられる。

また、日本年金機構から提供される職権適用対象者一覧表(20歳到達予定者、第2号被保険者資格喪失等)について、現在は紙媒体での提供となっているが、市町村における事務作業の効率化を図るため、電子媒体でも提供すること。

(2) 年金生活者支援給付金制度の情報連携について

年金生活者支援給付金制度における所得等の審査事務について、国保中央会ルートで市町村が情報提供する時点と、日本年金機構が情報連携で情報取得する時点が異なるため、把握方法の違いによって、判定結果が変わるケースが生じている。

公平性を確保し、精度の高い審査を行うためにも、全ての対象者の所得情報について、日本年金機構がマイナンバーを利用した情報連携により情報取得する方法に切り替えるよう要望する。

(3) 国民年金手続きの電子申請の導入

コロナ禍を機に、行政手続きのスマート化及びデジタル化が急速に推し進められている中、年金関係の申請や届出についても、令和2年12月から押印が廃止され、さらに、令和4年度末までに国民年金保険料免除・納付猶予申請について電子申請が可能となる予定である。

電子申請が実現することで、申請者の利便性だけではなく、事務の効率化も期待できることから、免除申請以外の国民年金にかかる手続きについても、電子申請の早期実現を要望する。

<参考資料> 国民年金制度改善についての要望書 (5/5)

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

現在、住民が障害年金手続きについて電話でくわしく相談できる窓口がない。一方で、市町村職員が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切かつ細やかで、説明精度が高いと感じられる。

コロナ禍において、窓口への来庁抑制が図られていることや請求者の負担軽減の観点からも、市町村向けヘルプデスクを住民向けにも公開、もしくは、住民向けの障害年金電話相談窓口を設置していただくよう要望する。

(2) 日本年金機構における電子メール等による相談対応

年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。

相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構においても、電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

(3) マイナンバーによる情報連携の推進および取得情報の適切な利用について

マイナンバーを利用した情報連携を積極的に活用することで、今以上に被保険者の利便性の向上や事務の負担軽減が見込まれることから、情報連携による情報取得が本格運用されていない事務においても、早期に情報連携を活用するよう要望する。

また、現在、国民年金保険料の特例免除に必要な雇用保険情報についても、本格実施ではないものの、日本年金機構において、情報連携による利用が開始されているが、特例免除の審査において、情報連携で取得した雇用保険情報のみでのシステムに依存した審査が行われ、本人が記載した申請書の内容や資格記録との整合性が取れておらず、窓口での説明内容と結果との齟齬からトラブルが発生した事例もある。

については、情報連携による事務処理やシステム設計においては、十分な制度理解と検証作業を行ったうえで本格実施されるようあわせて要望する。

令和3年8月27日

全国都市国民年金協議会

会長 神戸市長 久元 喜造